

緊急時（自然災害・火災以外）の対応マニュアル

想定される緊急事態

- ①無断外出
- ②自殺企図（自傷行為）
- ③他害行為
- ④器物・建物損壊行為
- ⑤その他の触法行為
- ⑥その他（病気・怪我・事故等）
- ⑦子どもの死亡事例
- ⑧不審者の侵入

1 無断外出

(1) 確認（発見職員）

こだま内部

目撃者の有無確認

(2) 連絡（発見職員→施設長に一報）

施設長が対応できる場合（できない場合は、チーフもしくは常勤職員）

- ・他の職員の応援、理事の応援の必要性の判断

- ・警察通報をするかどうかの判断

- ・児相への連絡（児童福祉担当課長代理）夜間・休日は 03-5937-2330 を経由し、当該児相に連絡（必須）

- ・保護者へは、児相から連絡してもらう（必須）

(3) 警察に連絡した際伝えること

- ・「こだま」という場所の特性（場所の秘匿性・住所・電話番号・理事長名・施設長名）

- ・子どもの氏名・生年月日・子どもの服装・子どもの特徴（身長・体重、髪の長さ等）、保護者の住所

- ・所管児相・担当者

- ・子どもの行く場所の心当たり

(4) 近隣捜索

- ・近隣捜索に入るには、シェルター内にスタッフが一人残れる状態であることが、最低条件。

- ・捜索範囲は？ 捜索時間は？

- ・子どもが行きやすい場所：コンビニ・スーパー・公園のベンチやトイレ

(5) 発見後の対応

- ・子どもの迎えは、シェルター内にスタッフが一人残れる状態であることが最低条件。

- ・どこで発見されたのか、だれが発見したかにもよる。

- ・児相（担当者）に、本人・第三書・知人・親族から連絡があつて、発見に至る。⇒担当福祉司が本人と面接し、スタッフもしくは子弁護士が同行して迎

えに行く。

- ・警察に、上記同様の経路で連絡があつて、発見に至る。⇒警察にスタッフもしくは子担弁護士が迎えに行く。もしくは警察が連れてくる。
 - ・発見後は、まず安全確認をする。
 - ・発見後の連絡先：施設長⇒理事長・理事・スタッフ全員
 - ・施設長から、所轄児相→保護者 警察署
- (6) 子どもからの聞き取り
- ・施設長 できれば担当福祉司もしくは子担弁護士同席
 - ・今後の方向性の意思確認
- (7) 事後検証（職員会議で必ず実施）・ケースカンファレンス

2 自殺企図（自傷行為：リストカット・OD等）

慌てないで、落ち着いて行動する。

リストカット行為を責めないで、「辛い」との気持ちを受け止める。軽微な傷であっても必ず消毒し、傷薬を塗布する。できれば包帯で。

ODの場合、何をどれだけ服用したのか確認。

ガスパンは、ガスライターやカセットコンロ用のガス管から、ブタンガスを吸引。窒息状態で酩酊や幻覚を生じさせる⇒換気をよくする。残っているガス（液体）を、火気に気を付け処分する。

- (1) 被害状況の確認及び、他の子どもたちの目に触れないよう配慮

- (2) 救急車の要請の判断

救急車要請

救急隊への説明

警察への説明

- (3) 連絡（発見職員→施設長に一報）

施設長が対応できる場合（できない場合は。チーフもしくは常勤職員）

- ・他の職員の応援、理事の応援の必要性の判断

- ・児相への連絡（児童福祉担当課長代理）夜間・休日は 03-5937-2330 を経由し、当該児相に連絡（必須）

- ・他の子どもたちの所轄児相担当者への連絡

- ・保護者へは、児相から連絡してもらう（必須）

- (4) 事後対応

- ・当該子どもへの聞き取り（福祉司・心理司・施設長もしくは子担弁護士同席で）

- ・見ていた子どもへの対応・フォロー（福祉司・心理司・施設長同席で）

- ・関係する児相・児相運営係へ事故報告書で報告

- ・事後検証（必ず職員会議で）ケースカンファレンス

3 他害行為

- (1) 被害状況の確認及び、他の子どもたちの目に触れないよう配慮

- ・加害の子どもと、被害の子どもの分離

・被害をうけたのがスタッフの場合の対応

(2) 救急車の要請の判断

救急車要請

救急隊への説明

警察への説明

(3) 連絡（発見職員→施設長に一報）

施設長が対応できる場合（できない場合は、チーフもしくは常勤職員）

・理事長・理事への連絡

・他の職員の応援、理事の応援の必要性の判断

・児相への連絡（児童福祉担当課長代理）夜間・休日は03-5937-2330を経由し、当該児相に連絡（必須）（加害した子どもの児相、被害の子どもの児相）

・他の子どもたち（目撃）の所轄児相担当者への連絡

・保護者へは、児相から連絡してもらう（必須）

(4) 事後対応

・当該子どもへの聞き取り（福祉司・心理司・施設長もしくは子弁護士同席で）

・加害・被害双方へのフォロー。

・見ていた子どもへの対応・フォロー（福祉司・心理司・施設長もしくは子弁護士同席で）

・関係する児相・児相運営係へ事故報告書で報告

・事後検証（必ず職員会議で）ケースカンファレンス

4 器物・建物損壊

(1) 被害状況確認・写真撮影、あと片付及び、補修依頼

(2) 子どもへの聞き取り（福祉司・心理司・施設長もしくは子弁護士席で）

(3) ケースカンファレンス

5 触法行為（3の他害・4の器物・建物損壊の場合も含む）

(1) 行為の正確な把握

(2) ケースカンファレンス

(3) 警察関与の有無

(4) 子弁護士との協議

(5) 関係児相への報告・協議

(6) 被害者への対応

6 その他（病気・怪我・事故等）

自分で過呼吸を起こしそうとスタッフに告げに来ることもある。精神状態やストレスとも関連している。現在では、紙袋を口に当てる方法はあまり推奨されていない。安静にし、呼吸しやすい姿勢を保持し、ゆっくり呼吸（吸う呼吸より、吐く呼吸を2倍以上、一呼吸10秒以上）を心掛ける。

(1) 子どもの状況を正確に把握する。

- ・意識レベル、呼吸、熱、出血の有無、痛み、けいれんの有無等
- (2) 救急車を呼ぶかどうかの判断
- ・在籍しているスタッフが判断。
 - ・救急車到着までに、人工呼吸・AED 使用が必要かどうかの判断
 - ・施設長・チーフ・理事長・理事への緊急連絡
- (3) 救急車到着後
- ・救急隊への状況説明。必要な医療情報の提供。
 - ・搬送
 - ・搬送への付き添いは、シェルター内にスタッフが一人残れる状態であることが最低条件。
- (4) 残ったスタッフ
- ・残った子どもの状況確認
 - ・施設長・チーフ・理事長・理事への報告（状況・搬送先・警察関与の有無等）
 - ・関係機関（児相・児相運営係等）
- (5) 事後対応
- ・事故報告の整理・事故報告書の作成
 - ・職員会議での検証・ケースカンファレンス

7 子どもの死亡事例

【病院で死亡した場合】

医師の死亡診断

連絡すべきところ

施設長・理事長・理事・子担弁護士

子どもの所轄児相（所長・児童福祉担当課長代理・担当児童福祉司）児相運営係

→保護者には児童を通して連絡してもらう。

遺体の引き取り

保護者・親族に引き取りの意思があるのか、児相を通して確認。児相が関与していない場合は、子担弁護士を通す。

子どもの状況を踏まえて、保護者・親族に遺体を引き渡すことの是非の判断が必要な場合。理事会で判断。

遺体引き取りの時間・場所

死亡診断書の受け取り

保護者・親族への説明

病院の担当医師・施設長・理事長・子担弁護士同席での説明

マスコミ対応

理事長

葬儀

保護者・親族と理事会で判断

報告書作成と提出先

理事会・児相・児相運営係

事後検証（必ず職員会議で）ケースカンファレンス

【こだま内で死亡した場合】

110番通報

死亡原因と解剖立会

死亡診断書の受け取り

警察の判断

遺体引き取り

保護者・親族に引き取りの意思があるのか、児相を通して確認。児相が関与していない場合は、子担弁護士を通す。

子どもの状況を踏まえて、保護者・親族に遺体を引き渡すことの是非の判断が必要な場合。

理事会で判断。

遺体引き取りの時間・場所

保護者・親族への説明

解剖した病院の担当医師・施設長・理事長・子担弁護士同席での説明

マスコミ対応

理事長

葬儀

保護者・親族と理事会で判断

報告書作成と提出先

理事会・児相・児相運営係

事後検証（必ず職員会議で） ケースカンファレンス

8 不審者の侵入

- ・子どもの安全を第一に
- ・「さすまた」等の防具の準備
- ・できれば、110番通報

【事後対応】

- ・被害状況の確認（対人・物・建物）
- ・児相への連絡（全入居している子ども管轄児相）
- ・事故報告書による報告：児相運営係・管轄児相
- ・子どもへの心理フォロー
- ・職員会議での対応報告